

違法伐採問題への 木材産業界の取組み



平成27年9月7日
合法木材供給事業者
認定団体研修

(一社)全国木材組合連合会

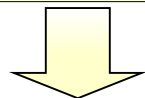
国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律

(平成12年法律第100号)

- 環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について（平成18年から、合法性等の証明された木材・木材製品を環境物品〔紙類、文具、ベッドフレーム、オフィス家具、公共工事資材〕に位置づけ）国等の公的部門における調達の推進、情報提供等により、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

基本方針(閣議決定)(平成18年以降継続)

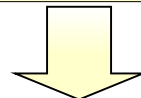
- 環境物品リスト
- 環境物品の要件（判断の基準、配慮事項）の決定
- 調達方針作成のための基本的事項



義務的に実施

国会、裁判所、各省庁、 独立行政法人等

- 調達方針の作成、公表
- 調達実績の公表



努力義務、一般的責務

地方公共団体等

- 調達方針の作成
- 調達方針に基づき調達推進（努力義務）

民間事業者、国民

- できる限り環境物品等を選択（一般的責務）

※基本方針や各省等の調達方針の中でガイドラインに基づく合法木材の優先調達を明記

1. 森林認証とCoC認証を活用した方法

森林認証(FSC、PEFC、SGEC等)を取得した森林から生産された木材・木材製品が、それ以外の木材と混じらないよう、CoC認証制度により、適切に分別管理されていることを評価・認証(認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明)

2. 業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定による方法

関係団体は、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成。団体の認定事業者が生産・加工・流通の各段階で証明書を交付。

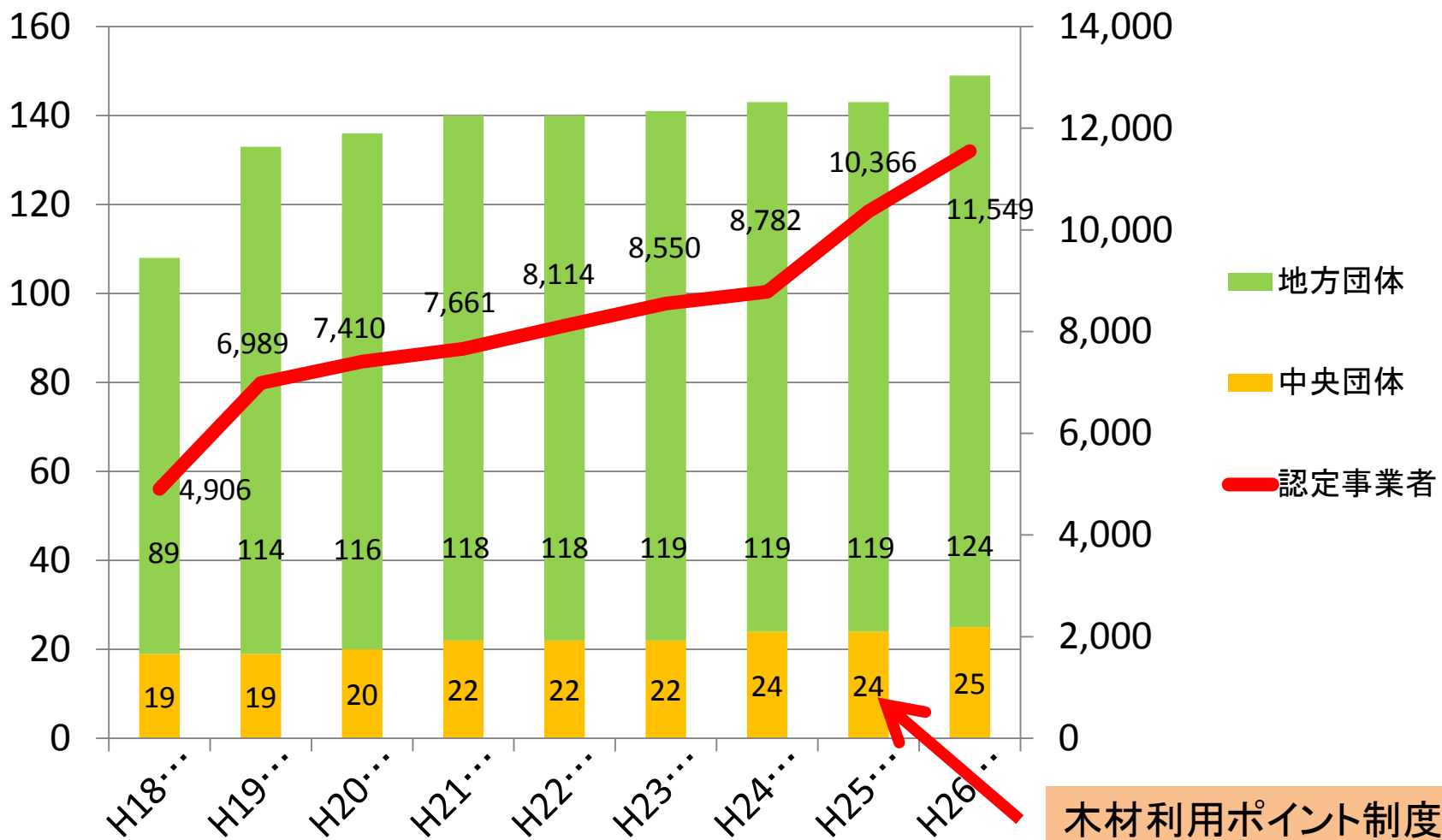
3. 個別企業による自主的な証明方法

規模の大きな企業等が独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階に至るまでの流通経路等を把握した上で証明。

I-3 認定団体と認定供給事業者の推移

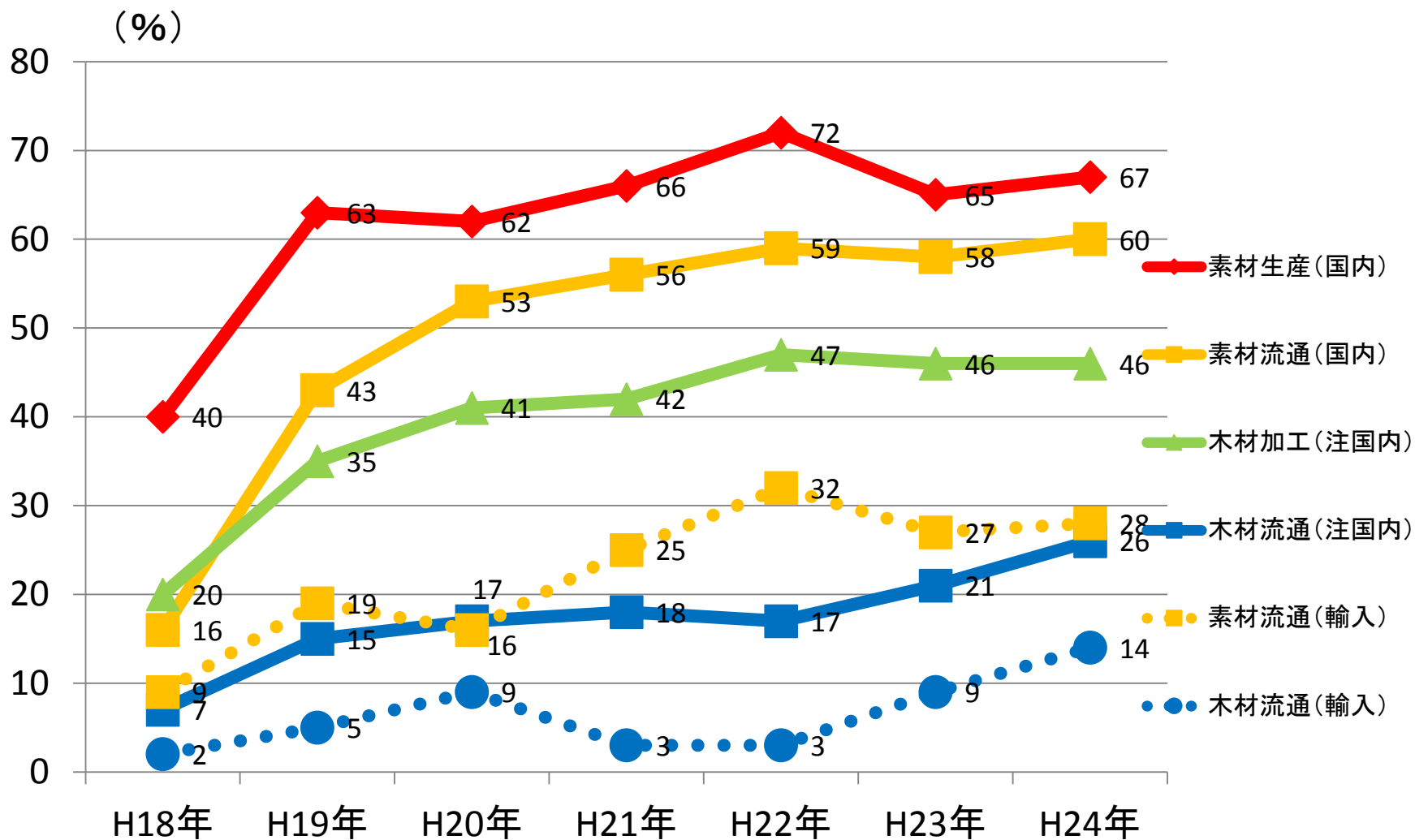


平成27年8月18日現在
 認定団体 150
 認定事業者 12,007



木材利用ポイント制度

I-4 合法性が証明された木材の取扱量の推移



注 1 全木連の要請に基づいて実績報告を提出した124認定団体、7,689事業体の集計値

2 (国内注) = 国内における流通加工業に係るもので一部輸入材も含む

I-5 合法木材を利用する制度の例



グリーン購入法（H18年度～）

政府調達の対象となる物品の要件を定めた法律

木材利用ポイント制度（H24～27年度）

地域材等を一定程度利用した住宅等に対する支援制度

地域型住宅ブランド化事業（H22、H24年度～）

採択されたグループに所属する住宅生産者等が共通のルールに基づき木造の長期優良住宅の建設を行う場合に支援する制度

この外、公共建築物、地方自治体の施策の中で事業の対象となる木材について、林野庁の合法木材ガイドラインに従って合法性が証明された木材が指定されている。

I-6 合法性が証明された木材の位置づけ



- 違法伐採対策の一環として、平成18年度に導入された「合法性が証明された木材」をグリーン購入法によって政府調達の対象とする措置については、**一定の供給体制が整備**されてきた。
- ここ数年、政府や地方自治体の木材利用拡大の動きの中で、「合法性が証明された木材」は要件のひとつとなり、**利用価値が高まってきた**。
- そのような中で、**証明された木材製品の拡大や証明の連鎖の拡大**が起きている。

違法伐採対策の一層の強化に向けた中間とりまとめ

平成27年7月3日

自由民主党
農林水産戦略調査会・農林部会・林政小委員会

違法伐採は、森林の減少・劣化、地球温暖化の進行、テロ組織への資金供給等国際的に深刻な問題を引き起こすものであり、国内の森林・林業・木材産業にとっても、健全な競争の阻害要因となる。このため、我が国は世界に先駆けて、平成18年にグリーン購入法の活用を通じた違法伐採対策の制度を創設し、合法木材の供給拡大に取り組んできている。また、我が国は世界に先駆けて「山の日」という祝日を制定した森林国でもある。

しかしながら、最近では、生産国における合法性証明の信頼性の低下、消費国におけるデュー・デリジェンス（然るべき注意）の導入など国際的に新たな動きが見られ、我が国としてこうした状況に早急かつ適切に対応する必要がある。

このため、林政小委員会は、本年4月から6回にわたり議論を行ってきたが、違法伐採対策の一層の強化に向けて、下記のとおり中間とりまとめを行う。

記

- 1 我が国における現在の違法伐採対策の取組は不十分であり、事業者への過度な負担を避けつつも、実効性のある抜本的な強化を図る必要がある。
- 2 来年のG7伊勢志摩サミットが日本で開かれることもあり、林政小委員会に、「違法伐採対策制度検討ワーキングチーム（仮称）」を新たに設置し、衆議院法制局も交えて、関係省庁の協力を得つつ、制度面や支援策の具体的な検討に着手し、速やかに成案を取りまとめる。
- 3 一方、違法伐採対策の重要性に鑑み、業界団体への協力要請など、関係省庁は対応できることから迅速かつ着実に実施する。

Ⅱ－１ 違法伐採対策問題を進めるためには



- ・ 木材利用拡大を進めるためには、JAS製品など品質、性能が確かな製品を安定供給することはもちろん、木材が他の資材と比較して、二酸化炭素吸収、生産・加工過程におけるエネルギー消費が少ないことなど、環境的にもやさしい資材であることを訴えていくことが必要。
- ・ そのような中、違法伐採に由来する木材など消費者の信頼を損なうような木材を市場から排除していくことは木材業界の姿勢を問われる重要な課題と認識。
- ・ 違法伐採が議論されるようになって20年を経て、森林認証制度、各地域での地域材利用拡大など様々な評価すべき活動が拡大する中、木材利用の利益をいかに多く森林経営に返していくのかという原点に立ち返って考えることが必要。

今後の論点

ア 持続可能な森林経営への貢献

イ 途上国vs先進国？ 輸出国vs輸入国？

ウ 市場の転換、需要拡大

エ 法規制とデューデリジェンス

Ⅱ－２－ア 持続可能な森林経営への貢献



- 違法伐採問題は、1992年のリオ環境会議で合意された「持続可能な森林経営」を阻害する要因として、生産国、消費国が共同で取り組むべき問題と認識。
- 「持続可能な森林経営」を達成するためには、木材等林産物から得られる収入も含めて森林経営に係る費用をどのように確保するかが課題。
- 国際的な議論の中で、多くの途上国で森林管理に関する法制度、執行体制が改善され、いわゆる違法伐採は減少していると認識。
- そのような中、いくつかの地域等で話題となっている個別の課題については、国際的な枠組みではなく、個別の解決方法を検討すべき。

Ⅱ－２－イ 途上国vs先進国？ 輸出国vs輸入国？



- 違法伐採問題は、輸出国、輸入国双方が協力して取り組むべき課題。
- 木材の輸出国・輸入国、途上国・先進国の関係は複雑であり、最近では加工輸出国の台頭から木材流通・貿易の流れは大きく変化。
- 2005年の英国グレンイーグルス・サミットで設置された「G8森林専門家会合」では、「それぞれの国が(それぞれの立場に応じた)最善の方策を検討する」と合意。
- ハイリスク国からローリスク国への供給の転換も木材貿易の構造の中で注意深く見る必要がある。

Ⅱ－２－ウ 市場の転換、需要拡大



- 違法伐採木材を市場から排除するためには、需要者の理解が不可欠。
- 木材・木材製品は、住宅、家具など日常的に選択できる商品ではなく、たとえば建築業界等の協力が重要。
- また、食料品は食料品でしか代替できないのに対し、木材はコンクリート、鉄など他の資材との競合の中で市場を拡大する必要があることにも留意が必要。
- 木材利用ポイント事業等によって、需要が拡大すれば供給側の取組みも拡大することが実証されており、国の補助事業や交付金事業については、幅広く合法木材の利用を義務づけていただきたい。それによって、民需でも追随する動きが広がる。実態ベースでは、「せっかく認定事業者になったのに、合法木材の引き合いが需要者から無い」との声。

Ⅱ－２－エ 法規制とデューデリジェンス



- 2002年にEUが違法伐採対策について議論を開始した時は税関での域内流入規制がテーマ。
- しかし、違法伐採の定義の明確化が困難なことから、木材業界の判断と責任にゆだねるデューデリジェンスになったものと理解。
- EU、米国では法律で罰則を措置しているが、一方で、取り締まり、法の執行を厳密に行うことは物理的に困難で適用実績は無く、行政指導にとどまっている実態。このことは、「取り締まられていないものは合法」との誤った評価をされかねない。
- 我が国においては、政府のガイドラインに沿って、業界全体で取組みを進めてきており、今後、改善を図る際にも、合法・違法について「基準」と「指標」、「適用範囲」などを明確にした制度にしていれば、供給側にも需要側にもわかりやすく普及も促進されるのではないか。

2012年ロンドン大会

大会会場で使用される木材は、**合法かつ持続可能な供給源を由来**とするもの。
具体的には、CEPT(木材調達に関する専門機関)が要求する基準に合致した制度(FSCとPEFC)から調達され、CoCの記録が原産地から会場まで保持されていること。

2016年リオ・デ・ジャネイロ大会

大会の恒久又は仮設の建築物に使用する木材は、**合法かつ信頼できる供給源を由来**とするもの。
具体的には、森林管理とCoCの両方についてFSC、INMETRO/CERFLOR(ブラジル森林認証プログラム)又はPEFCの認証を受けたもの。

2020年東京大会



森林認証(FSC®, PEFC, SGEC認証)とは

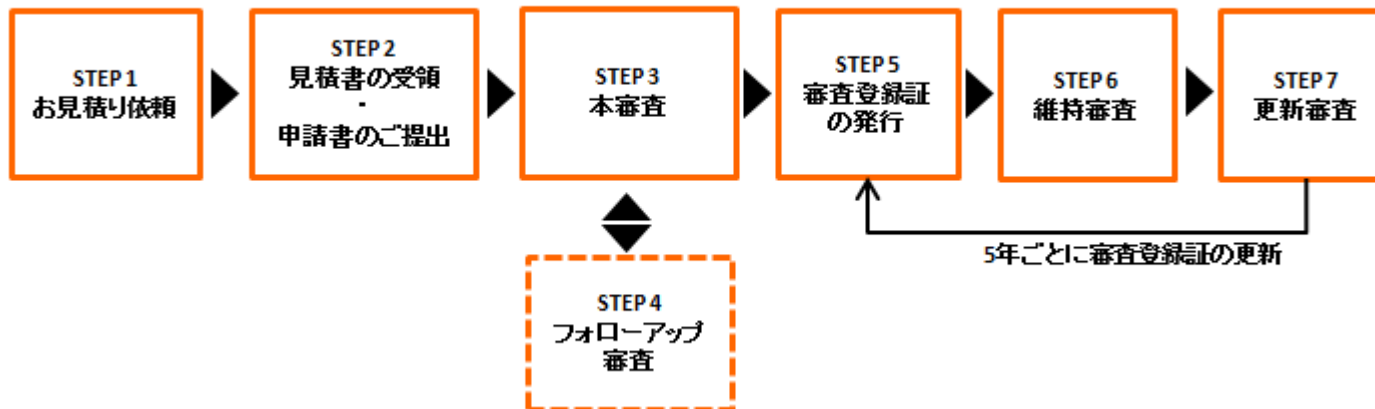
適切な森林管理や林産物のトレーサビリティが問われる現在、森林認証制度の必要性が高まっています。各森林認証制度は、責任ある森林管理を認証する「FM認証」、認証森林から産出された林産物の流通・加工に対する「CoC認証」から成り立っています。製品にロゴマークを付けることで、消費者に認証製品を訴求することが可能です。

現在国内では、FSC認証(FSC-FM, FSC-CoC)・PEFC認証(PEFC-CoC)・SGEC認証(SGEC-FM, SGEC-CoC)と3つの認証制度が普及しております。

森林認証(FSC®, PEFC, SGEC認証)取得のメリット

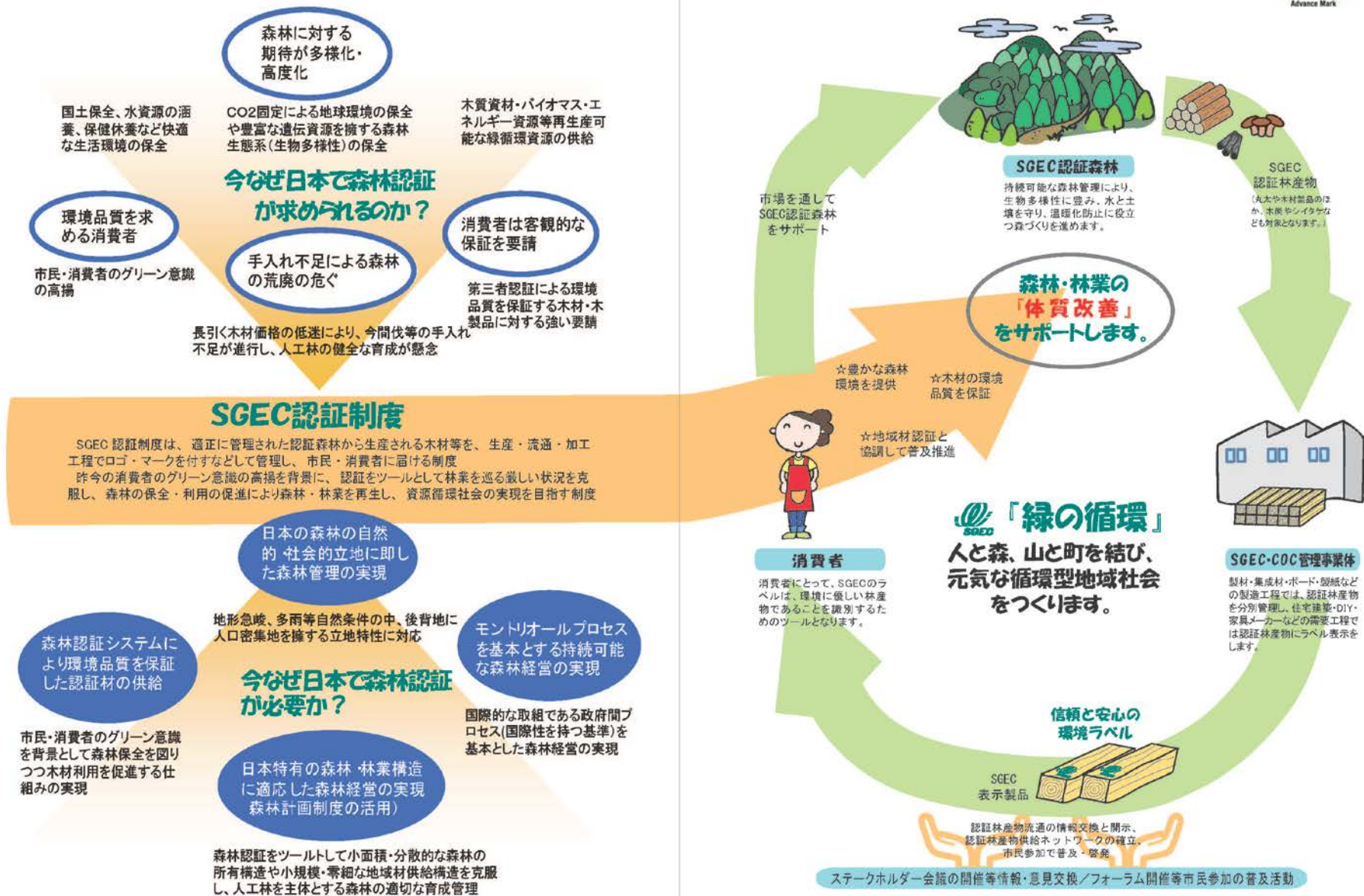
- ロゴマークによって、紙製品・木製品に対する取り組みを消費者にアピールできます。
- 最終製品となるまでのすべての工程が審査対象となるため、違法伐採品や管理されていない原料の混入リスクを低減できます。
- 環境保護意識の高い企業であることをアピールできます。
- 印刷会社にて製品パッケージや印刷物にロゴマークを入れ完成させた場合、小売企業は認証を取得せず、販売することが可能です。

森林認証(FSC®, PEFC, SGEC認証)の認証プロセス



機関のホームページから)

参考-2 緑の循環認証会議 (SGEC)



[FSC\(Forest Stewardship Council 森林管理協議会\)](#)とは「森林認証制度」を運営する非営利、非政府の国際組織であり、1993年に環境保護団体、林産業者、先住民団体等26カ国130人の代表者らにより設立され、本部をドイツのボンに置いています。FSCは直接認証審査を行う事はなく、FSCに認定された認証機関が審査を行います。2006年5月現在、認証機関は世界に15機関あります。

FSCの森林認証制度は環境、社会、経済の観点から森林管理が適正に行われているかどうかを審査・認証する制度です。以下の10の原則に基づいて審査が行われます。

- 1) 全ての法律や国際的な取り決め、そしてFSCの原則を守っている。
- 2) 森林を所有する権利や利用する権利が明確になっている。
- 3) 昔から森に暮らす人々の伝統的な権利を尊重している。
- 4) 地域社会や労働者と良好な関係にある。
- 5) 豊かな収穫があり、地域からも愛され利用されている森である。
- 6) 多くの生物がすむ豊かな森である。
- 7) 調査された基礎データにもとづき、森林の管理が計画的に実行されている。
- 8) 適切な森林管理を行っているかどうかを定期的にチェックしている。
- 9) 貴重な自然の森を守っている。
- 10) 人工林の形成が、自然の森に影響を及ぼしていない。

	日本	世界
FM認証	392,878ha	(181,207,602ha)
CoC認証	1,069	(29.240)

(2015/7/3現在)

SFC ジャパン
ホームページから

価値と原則

PEFC-森林の持続可能性

自然界の生物多様性と環境にとって有益です。

経済的実効性や環境保全に優れ、さらに社会的利益にかなう森林管理を推進します。

持続可能な森林管理が行われていることを、利害関係者から独立した第三者機関が認証証明します。

持続可能な方法で森林管理が実行されている2億ヘクタールにおよぶ森林から木材製品を継続的に供給します。

PEFC-信頼性

すべての利害関係者(ステークホルダー)の参加を原則とするマルチ参加型のプロセスに基づいて、国ごとの森林管理認証規格・制度を策定します。このプロセスは世界の持続可能な森林管理を目的として欧州の37カ国が参加署名するヘルシンキプロセス、および、その他の地域の政府間プロセス(モントリオールプロセス、ITTOなど)をベースにしています。

持続可能な森林管理の統括、規格の制定、および実施に関して利害関係者からの独立性を確保するために、すでに国際的に確立、承認されている認定・認証の手順を活用します。

35の独立した認証規格、制度とそれに係わる森林所有者、林業関係者、環境や社会問題に関心を抱く団体およびその他の人々を含む利害関係者によって支持されています。

PEFC-説明責任

森林の樹木から最終製品にいたるまで、一貫したトレーサビリティ管理の実態を客観的な第三者が定期的に審査することによって、林産物が持続可能な方法で管理されている森林を原産としていることをお客様に確認します。

PEFC-柔軟性

規模の大小に関わらずあらゆる森林や企業からの積極的な参画を容易にします。これには家族経営の森林や、多国籍企業は言うまでもなく、中小規模の営林企業も対象になります。

世界の森林タイプの多様性、文化遺産、森林の所有構造および経営目的などすべてを統合し、これを認証の対象とします。

相互認証している国

36ヶ国

日本

世界

FM認証

0 ha

(263,015,715 ha)

CoC認証

194

(10,517)

2015/6/30現在
PEFCアジアプロモーションズ
ホームページから

参考-6 現場での分別管理の例

素材生産業者

森林組合

林家

原木市場 (5万m3/年)

1. 入荷時の確認

入荷材の証明区分、入荷伝票(証明書)の記載内容(証明区分・事業者認定番号等)、バイオマス証明等の根拠書類(森林経営計画認定書等)の確認……4千枚/年

2. 入荷材の証明区分ごとの仕訳、分別管理

入荷材は場内において、出荷者、樹材種、長・径級の仕訳に加え、各種証明区分ごとの分別管理が必要……3.5千桧

合法証明[有]	間伐材証明 (コピー紙)	バイオマス証明 (間伐等:40円or32円)	県産材証明
合法証明[無]	間伐材	バイオマス証明 (一般木質:24円)	森林認証材

3. 出荷時の確認

各種証明に対応した出荷伝票(証明書)の作成……3.5千枚/年

【分別管理責任者】

- ・証明書等の帳票管理
- ・証明材分別管理
- ・年度実績の報告
- ・自主点検の実施
- ・内部・外部監査への対応

[合法証明]

製材工場、
合板工場等

G法対応政
府調達等へ

[間伐材]

製紙工場等

G法対応政
府調達等へ

[間伐材証明]

チップ工場、
製紙工場

(コピー用紙)

[バイオマス証明]

チップ工場、発電
所

間伐等:40or32円
一般木質:24円

[県産材証明]

製材工場等

地域材住宅等
へ

[森林認証]

製材工場等

認証材製品へ

ご清聴ありがとうございました。